

2019 年 3 月 1 日

株式会社アドテクニカ 一般事業主行動計画（次世代法）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019 年（平成 31 年）3 月 1 日～2021 年 2 月 28 日（2 年間）

2. 内容

目標 1：計画期間内に

男性社員・・・育休取得率 50%以上

女性社員・・・育休取得率 75%以上

<対策>

2019 年 3 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、全社員を対象に説明会を実施

2019 年 4 月～ 育児休業取得対象者に育児休業、給付金、社会保険料等について説明会を実施

目標 2：有給休暇取得の促進

2019 年 7 月～2020 年 6 月 計画的付与 5 日以外に

全社員 3 日以上を取得する

<対策>

2019 年 4 月～ 有給休暇の取得状況について実態を把握、目標設定し社内に周知する

2019 年 4 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況を毎月お知らせし、取得を促す策定する。

目標 3：子どもの出生時における男性労働者の育児休業の取得を促進する。

<対策>

2019 年 3 月～ 男性の育児休業についての管理職を対象とした研修の実施

2019 年 3 月～ 男性労働者を対象にした、育児休業制度の利用を促進するための
資料等の周知

2019 年 3 月～ 管理職による、育児休業取得の勧奨

目標 4：妊娠中や産休・育休復帰後の女性スタッフのための相談窓口を設置。

<対策>

2019 年 3 月～ 相談窓口の設置について検討。

2019 年 3 月～ 相談窓口の設置。

2019 年 3 月～ 相談窓口の設置についてスタッフへの周知。

目標 5：育児期間中のスタッフに職業能力の維持、向上のための情報提供。

<対策>

児童福祉の情報、業務連絡等の情報を月 1 回程度、定期的に対象者に送る。

目標 6：小学生未満の子を持つ従業員が希望する場合短時間勤務制度等の利用をしやすい
環境を整備。

<対策>

スタッフへの短時間勤務制度等の周知徹底。